

## 社会福祉法人岡崎市福祉事業団の役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡崎市福祉事業団（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、この法人の定款で定めた評議員、理事及び監事並びに会計監査人、評議員選任・解任委員及び理事長が必要と定めた委員のことをいう。

(支給要件)

第3条 岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年岡崎市条例第32号）第2条の規定により派遣された職員を兼ねている役員等に対しては、この規程に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の支給)

第4条 役員等がその職務に従事したときに支給する報酬額は、別表に定めるところによる。

2 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として社会福祉法人岡崎市福祉事業団の旅費に関する取扱要綱に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

3 常勤役員に通勤を要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、この法人の職員給与規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 理事長、副理事長及び業務執行理事 この法人の職員の例により支給する。

(2) 前号以外の役員等 その職務に従事した都度、支給するものとする。

(3) 会計監査人の報酬は、この法人と会計監査人との委託契約に基づき、支給するものとする。

2 費用弁償は、職務のため旅行した都度、支給するものとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(理事、監事及び会計監査人の報酬)

第 7 条 理事、監事及び会計監査人に対して、各年度の総額が次に掲げる金額を超えない範囲で、この規定に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(1) 理事 12,000,000 円

(2) 監事 500,000 円

(3) 会計監査人 8,000,000 円

2 会計監査人の報酬額は、前項第 3 号の金額の範囲内で監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規定を、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(変更)

第 9 条 この規定を変更しようとするときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(補足)

第 10 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、1988 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、1991 年 4 月 5 日から施行し、1991 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、1992 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、1995 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、1996年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、1996年6月1日から施行する。

附 則  
この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2001年6月1日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則  
この規程は、2003年1月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2006年6月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2008年12月25日から施行する。

附 則  
この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2012年12月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。